

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公平かつ透明性の高い経営、また、コンプライアンス重視の経営を徹底させるため、的確な情報把握、迅速に意思決定できる組織体制を整備することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
舟橋一輝	157,058	4.32
舟橋康太	157,058	4.32
株式会社富士エコー	150,000	4.13
株式会社十六銀行	149,500	4.11
日清製粉株式会社	51,140	1.40
フジパングループ本社株式会社	50,000	1.37
富士ビル株式会社	48,400	1.33
安田とし子	45,556	1.25
コモ社員持株会	39,223	1.08
舟橋諭美	35,200	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は新日本有限責任監査法人による監査結果について報告を受け、内部統制に関するの情報及び意見等の交換を適宜行っており、内部統制上の情報の共有化を図っております。また、年間監査計画を策定し、必要事項については内部監査室と協力して監査を行っており、内部統制に関するの情報及び意見の交換を適宜行い、内部統制上の情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井口浩治	弁護士													
足立育雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井口浩治		当社の顧問弁護士事務所であるアイ・パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士であります。	弁護士としての高度な専門的知識が当社の監査に反映されることを期待し選任しております。 また、同氏は当社の顧問弁護士事務所であるアイ・パートナーズ法律事務所のパートナー弁護士ですが、取引額は軽微であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。
足立育雄		当社の取引先である十六コンピュータサービス株式会社の出身者であります。	現職の経営コンサルタントとしての経験と高い見識が当社の監査に反映されることを期待して選任しております。 また、当社の取引先である十六コンピュータサービス株式会社取締役社長を退任後相当期間(9年間)が経過しており、取引額も軽微であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

必要性が認められないため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬等	42百万円
監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬等	16百万円
社外役員に支払った報酬等	7百万円

上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の増加額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特に定めておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行の状況

取締役会で決議した業務上の重要事項を効率的に実施するため、その具体的な施策につきましては、取締役及び役職者で構成される経営幹部会議において討議し、社内の意思統一と迅速な施策の実行を図っております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、内部監査室を設け、監査役と相互連携を図り、監査役が策定した監査計画、また、独自に策定した監査計画に基づき内部監査を行っております。監査の結果、改善が必要な事項については、被監査部門に対し指摘し、改善の進捗状況の報告を求めるとともに、検証しております。

監査役監査については、取締役会に出席し、取締役の業務執行に関する監査を行うと共に、常勤監査役は取締役及び役職者で構成される経営幹部会議にも出席し、適宜、情報交換、意見の表明を行っております。

(3) 会計監査の状況

新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。

会計監査業務を執行して公認会計士及び会計監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 大橋正明

指定有限責任社員 業務執行社員 倉持直樹

会計業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社は、平成14年より電磁的方法による議決権の行使が行える環境となっております。また、平成17年より携帯電話による行使も行えるようにいたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算発表3～4週間後を目安に、アナリスト・機関投資家へ向けた決算説明会を年1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内「IR情報」において、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	「経営企画室」をIR担当部署とし、経営企画室長を情報取扱責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部通報制度」を導入しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第六号による体制の整備は、会社法施行規則第100条に従い以下の通り定めることとする。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため企業行動憲章を定める。
 - (2) 当社及び子会社は、業務の適正を確保するため内部監査体制の確保を図り内部監査を実施する。
 - (3) 当社及び子会社は、法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書は、これに関連する資料と共に、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業継続計画の策定を行い、危機管理対策本部組織を活用し、個々のリスクに応じた責任部署を定めると共に、網羅的、包括的に管理する体制を確保する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織規程、業務分掌規程等の社内規程等に基づき責任と権限の範囲を明確にし、迅速な意思決定を図ることにより業務の効率化を徹底する。
5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の責任者等の出席のもと、定期的に相互の情報交換等をし、効率的かつ適正な企業集団体制を作る。
 - (2) 取締役は、当社及び子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見したときは、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の実効性があれば、監査役が実効的に行われることを確保するため、内部監査室所属の使用人を、監査役を補助する使用人とする。
 - (2) 取締役及び使用人は、補助使用人の調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 補助使用人は、監査役会事務局として行う監査役及び監査役会を補助する職務については、監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令には服さない。
 - (2) 補助使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等の人事上の措置には、監査役の同意を必要とする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 常勤監査役は、経営幹部会議等、重要な会議に出席の上、各部の業務報告を確認し、必要に応じて意見を表明する。
 - (2) 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況を監査役に具に報告する。
 - (3) 内部通報制度の責任者は、通報の内容を監査役に報告する。
 - (4) 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行につき費用の前払等を請求したときは、監査役の請求に従い円滑に支払を行う。
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持つなどして、会社運営に関する意見の交換等を行い、意思の疎通を図る。
 - (2) 稟議書を全て監査役に回覧し、重要事項の確認を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業行動憲章」において、すべての役員・従業員は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織的に毅然とした対応を徹底」する旨を定めております。

実際の対応に当たっては、総務部を中心として情報を集約し、近隣企業、警察当局、顧問弁護士と連携を図りながら、速やかに適切な対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、お客さま、株主、投資家、取引先など全てのステークホルダーの当社に対する適正な理解・評価を得ることを目的に、企業活動に関する重要な会社情報の適時・適切な開示に積極的に取り組んでおります。

当社では会社法、金融商品取引法に定められた事項の情報開示(法定開示項目)はもとより、証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規定(適時開示規定)」に基づく情報開示を上場会社として当然の責務であると考えております。

重要な会社情報の適時・適切な開示の重要性に鑑み「インサイダー取引防止規程」を定め会社の重要事実の管理と統制を行い、重要事実の発生又は決定した部署からの情報伝達処理経路について役割と責任を明確にしております。

当社は、管理部門担当役員を情報開示担当役員として選任し、情報開示担当部署として経営企画室がその任にあたることとしております。

会社情報の開示体制

決算に関する情報

財務諸表等の決算情報は、経理部門より取締役会に付議され、決議された後、情報開示担当役員が速やかに開示しております。

決定事実に関する情報

事案ごとに関係部門より取締役会に付議された重要案件に対し、適時開示の要否について経営企画室が適時開示規則等に準じて判定します。要適時開示と判断した案件が取締役会で決議・決定された後、情報開示担当役員が速やかに開示しております。

発生事実に関する情報

経営企画室は開示対象となる情報の収集に常時努めます。また、関係部門は要適時開示のおそれがある情報を感知・保有したときは、代表取締役社長および経営企画室に通知します。集約された情報の適時開示の要否について経営企画室(必要に応じて取締役会に上程)が適時開示規則等に準じて判定します。要適時開示と判断した情報を情報開示担当役員が代表取締役社長に報告した上で速やかに開示しております。

会社情報の適時開示に係る社内体制(概要図)

